

富士建築センター株式会社

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、富士建築センター株式会社（以下「F.B.C」という）長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という）に基づき、富士建築センター株式会社（以下「F.B.C」という）が行う長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務に係る料金（以下「料金」という）について、必要な事項を定める。

(料金の区分)

第2条 業務規程に規定する料金の額は、一戸建ての住宅と共同住宅等の区分により別に定める。

(一戸建ての住宅における料金)

第3条 一戸建ての住宅の料金の額は、技術的審査の区分に応じ、F.B.Cにおいて「通常」の場合と「設計住宅性能評価と同時審査」の場合に区別し別表に掲げる額とする。

(共同住宅等における料金)

第4条 共同住宅等における料金の額は、技術的審査の区分に応じ、F.B.Cにおいて「通常」の場合と「設計住宅性能評価と同時審査」の場合に区別し対象となる共同住宅等の住戸数に応じ別表に掲げる額の合計額とする。

(変更技術的審査の料金)

第5条 変更技術的審査の料金は、対象となる住宅に係る直前の技術的審査を F.B.C が行っている場合は、1回の変更につき、前2条に定める料金の2分の1の額とする。

(適合証の再発行料金)

第6条 適合証を再発行する場合の料金は、1通につき5,500円（税込）とする。

(料金の支払い期日)

第7条 申請者から徴収する料金の支払期日は、請求書発行日から10日以内とする。ただし、申請者と別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

(料金の支払方法)

第8条 申請者は料金を前条の支払期日までに F.B.C の指定する銀行口座に振込又は現金にて支払うものとする。

(料金の返還)

第9条 収納した手数料は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(料金の見直しと改定)

第10条 F.B.Cは状況により、この規定に定める料金を見直しを行い適宜改定することができる。

(附則)

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

制定：平成21年6月4日
改訂：平成28年10月5日
最終改訂：令和元年10月1日

別表

■一戸建ての住宅

	手数料(消費税込み)	
	通常	設計住宅性能評価と同時審査
長期使用構造とするための措置に関する技術的審査	51,700 円	5,500 円
居住環境に関する基準を除く技術的審査	53,900 円	7,700 円
すべての基準に関する技術的審査	59,400 円	8,800 円

■共同住宅等

	手数料(消費税込み)	
	通常	設計住宅性能評価と同時審査
長期使用構造とするための措置に関する技術的審査	110,000 円 + 16,500 円 × n	88,000 円 + 2,200 円 × n
居住環境に関する基準を除く技術的審査	121,000 円 + 16,500 円 × n	99,000 円 + 2,200 円 × n
すべての基準に関する技術的審査	126,500 円 + 16,500 円 × n	104,500 円 + 2,200 円 × n

n: 住戸数